

# 国民スポーツ大会ルート・セッター派遣規定に関する支給基準

(目的)

第1条 本支給基準は、国民スポーツ大会スポーツクライミング競技ルート・セッター派遣規定第1条第3項に基づく、ルート・セッターに係る費用の支給基準に関して定める。

(基準)

第2条 ルート・セッター費用を次に定める。

- (1) チーフ・ルート・セッター 一人 1日当たり 35,000円
- (2) ルート・セッター 一人 1日当たり 30,000円
- (3) 大会前のルート準備に係る宿泊費、日当、食費等については、大会中の支給基準と同様とする。

(作業日数)

第3条 ルート作業日数は、大会前のルート準備に5日間、大会中の競技ルートセット及びルート変更により3日間の合計8日間とする。ただし、競技会場、競技施設設置場所等、特別な事由の場合はこの期間を越えて作業を行うことができる。なおその場合であっても、会場地と事前の協議を行うこと。

付 則

- 1 本基準の改廃は、常務理事会で行う。
- 2 本基準は、平成22年5月16日から施行する。
  - 平成31年4月11日 一部改正
  - 令和4年7月14日 一部改正
  - 令和5年5月11日 一部改定